

一 加一十二  
 二 五九六  
 三 五九七  
 四 五九八  
 五 五九九  
 六 六〇〇  
 七 六〇一  
 八 六〇二  
 九 六〇三  
 一〇 六〇四  
 一一 六〇五  
 一二 六〇六  
 一三 六〇七  
 一四 六〇八  
 一五 六〇九  
 一六 六一〇  
 一七 六一一  
 一八 六一二  
 一九 六一三  
 二〇 六一四  
 二一 六一五  
 二二 六一六  
 二三 六一七  
 二四 六一八  
 二五 六一九  
 二六 六二〇  
 二七 六二一  
 二八 六二二  
 二九 六二三  
 三〇 六二四  
 三一 六二五  
 三二 六二六  
 三三 六二七  
 三四 六二八  
 三五 六二九  
 三六 六三〇  
 三七 六三一  
 三八 六三二  
 三九 六三三  
 四〇 六三四  
 四一 六三五  
 四二 六三六  
 四三 六三七  
 四四 六三八  
 四五 六三九  
 四六 六四〇  
 四七 六四一  
 四八 六四二  
 四九 六四三  
 五〇 六四四  
 五一 六四五  
 五二 六四六  
 五三 六四七  
 五四 六四八  
 五五 六四九  
 五六 六五〇  
 五七 六五一  
 五八 六五二  
 五九 六五三  
 六〇 六五四  
 六一 六五五  
 六二 六五六  
 六三 六五七  
 六四 六五八  
 六五 六五九  
 六六 六六〇  
 六七 六六一  
 六八 六六二  
 六九 六六三  
 七〇 六六四  
 七一 六六五  
 七二 六六六  
 七三 六六七  
 七四 六六八  
 七五 六六九  
 七六 六七〇  
 七七 六七一  
 七八 六七二  
 七九 六七三  
 八〇 六七四  
 八一 六七五  
 八二 六七六  
 八三 六七七  
 八四 六七八  
 八五 六七九  
 八六 六八〇  
 八七 六八一  
 八八 六八二  
 八九 六八三  
 九〇 六八四  
 九一 六八五  
 九二 六八六  
 九三 六八七  
 九四 六八八  
 九五 六八九  
 九六 六九〇  
 九七 六九一  
 九八 六九二  
 九九 六九三  
 一〇〇 六九四  
 一〇一 六九五  
 一〇二 六九六  
 一〇三 六九七  
 一〇四 六九八  
 一〇五 六九九  
 一〇六 七〇〇  
 一〇七 七〇一  
 一〇八 七〇二  
 一〇九 七〇三  
 一一〇 七〇四  
 一一一 七〇五  
 一一二 七〇六  
 一一三 七〇七  
 一一四 七〇八  
 一一五 七〇九  
 一一六 七一〇  
 一一七 七一〇  
 一一八 七一〇  
 一一九 七一〇  
 一二〇 七一〇  
 一二一 七一〇  
 一二二 七一〇  
 一二三 七一〇  
 一二四 七一〇  
 一二五 七一〇  
 一二六 七一〇  
 一二七 七一〇  
 一二八 七一〇  
 一二九 七一〇  
 一三〇 七一〇  
 一三一 七一〇  
 一三二 七一〇  
 一三三 七一〇  
 一三四 七一〇  
 一三五 七一〇  
 一三六 七一〇  
 一三七 七一〇  
 一三八 七一〇  
 一三九 七一〇  
 一四〇 七一〇  
 一四一 七一〇  
 一四二 七一〇  
 一四三 七一〇  
 一四四 七一〇  
 一四五 七一〇  
 一四六 七一〇  
 一四七 七一〇  
 一四八 七一〇  
 一四九 七一〇  
 一五〇 七一〇  
 一五一 七一〇  
 一五二 七一〇  
 一五三 七一〇  
 一五四 七一〇  
 一五五 七一〇  
 一五六 七一〇  
 一五七 七一〇  
 一五八 七一〇  
 一五九 七一〇  
 一六〇 七一〇  
 一六一 七一〇  
 一六二 七一〇  
 一六三 七一〇  
 一六四 七一〇  
 一六五 七一〇  
 一六六 七一〇  
 一六七 七一〇  
 一六八 七一〇  
 一六九 七一〇  
 一七〇 七一〇  
 一七一 七一〇  
 一七二 七一〇  
 一七三 七一〇  
 一七四 七一〇  
 一七五 七一〇  
 一七六 七一〇  
 一七七 七一〇  
 一七八 七一〇  
 一七九 七一〇  
 一八〇 七一〇  
 一八一 七一〇  
 一八二 七一〇  
 一八三 七一〇  
 一八四 七一〇  
 一八五 七一〇  
 一八六 七一〇  
 一八七 七一〇  
 一八八 七一〇  
 一八九 七一〇  
 一九〇 七一〇  
 一九一 七一〇  
 一九二 七一〇  
 一九三 七一〇  
 一九四 七一〇  
 一九五 七一〇  
 一九六 七一〇  
 一九七 七一〇  
 一九八 七一〇  
 一九九 七一〇  
 二〇〇 七一〇

新約全書使徒パウロカラヤ人に贈れる書

一 人より非亦人に由ずイエスキリストと彼を死より甦りし父なる神に由て立ちられたる使徒  
 二 パウロ及び我と偕に在するすべての兄弟がラヤの諸教會に書を建る ながら願くハ父なる神および我  
 三 儕の主イエスキリストより恩寵と平康を受よ 四 キリストハ我儕の父なる神の旨に循ハ今の惡世より我儕  
 五 を救出さんどて我儕の罪の爲に己の身を捨てたまへり 願くハ彼彼に歸して世々に至れアミン 六  
 七 夫の恩をもて爾曹を召たる者を爾曹が如此すみやかに離れて異なる福音に遷し事を我怪しむ 八 此ハ福  
 九 音に非ず或人たゞ爾曹を擾しキリストの福音を更なとする也 九 我儕にもせよ天よりの使者にもせよ若わ  
 一〇 れらが曾て爾曹に傳し所に逆ハ福音を爾曹に傳る者ハ詛るべし 我儕既に言じ今また我らの如く言ん  
 一〇 若かちんちらが受し所に逆ハ福音を爾曹に傳る者ハ詛るべし 今われ人の親を得んことを要るや神の親を  
 一〇 得んことを要るや或ハ人の心を得んことを求ふや若われ人の心を得んことを求むキリストの僕に非ざ  
 一〇 るべし 一〇 兄弟よ我なんぢらに而ず我曾て爾曹に傳し所の福音ハ人より出るに非ず 蓋われ之を人より  
 一〇 受亦教られず惟イエスキリストの黙示に由て受たれど也 一〇 わが曩にユダヤ教に在しどき行ひたる事を  
 一〇 爾曹聞り即ち甚しく神の教會を害かつ之を殘賊せり 一〇 我また心を人よりも先祖等の遺傳ハ熱しユダヤ教  
 一〇 に在て我ハ國人のうち年相若おほくの人に超りたり 一〇 然ども我が母の胎を出し時より我を簡ひかき恩  
 一〇 をもて我を召給ひし神の子を異邦人の中に宣しめんがため心に善として彼を我が心に押し給へる其  
 一〇 時われ直に血肉と謀ることせせず 一〇 また我より先に使徒と作てエルサレムに在しどこの者にも往まアラ  
 一〇 ビヤに住きたダマスコに返れり 一〇 三年を経て後ダマスコを尋九爲にエルサレムに上り十五日彼と偕に居し

が他の使徒等には主の兄弟ヤコブを除く誰にも過ぎりき。今われ爾曹に書ける所ハ神の前ハ流れる言なし厥後われクリヤキヤの地に至れり。然どもユダヤに在キリストの諸教會ハ我が面を識ざりき。只かれらハ前に已等を著しもの今ハ其前に滅さんとしたる信仰の道を宣傳人として聞。我事に因て神を崇めてを爲り。

**第十四年の後**われバルナバと僕にチトスを伴ひて亦エルサレムに上る。わが上りしハ勸示に循へるなり。異邦人の中に於て我が宣し所の福音を彼等に告まされ私に名ある人等之を告たり。蓋し平勸る所きた既に勤めし所の事の徒然ならざらんが爲なり。我と僕に在しチトスハギリヤ人なるに於て強てハ之に割禮を受させざりき。ウハ私に入られし僞の兄弟あるに因てなり。彼等の私に入し我僕がイエスキリストに在て有てこの自由を窺ひ我僕を奴隷とせんが爲なり。われら一時も之に服することをせず。此ハ福音の眞つねに爾曹と僕に在んことを望めし地。かの名ある者より我ハ受してとなし。彼等ハ何なる人なるにもせよ。我に於て興る所本ハ神ハ偏ら者に非ず。彼の名ある者われに誑を加して。無なり。反て彼等ハペテロが割禮を受たる者に福音を傳ること。を託らし。我が割禮を受ざる者に福音を傳ること。を託らし。我を見（ペテロに能力を予て割禮を受たる人の使徒と爲し。我にも能力を予て異邦人の使徒と爲り）また我に賜し所の恩を知しにより柱と意する。ヤコブハ亦其右手を予て我とバルナバに交を結び。是れらハ異邦人に至り。彼等ハ割禮を受たる者に至らんが爲なり。彼等の惟れが人所り我僕が貧民を眷顧んこと。なり。我僕も亦て。是事ハ亦より進んで爲んとする所なり。ペテロハコラコカに至りて。是れに實をき所ありしに因われ。當面之れを語めたり。蓋しヤコブより來る者の未だ。至らざる前ハ。ペテロ

ヤコブ九  
五節九  
六節九  
七節九  
八節九  
九節九  
十節九  
十一節九  
十二節九  
十三節九  
十四節九  
十五節九  
十六節九  
十七節九  
十八節九  
十九節九  
二十節九  
二十一節九  
二十二節九  
二十三節九  
二十四節九  
二十五節九  
二十六節九  
二十七節九  
二十八節九  
二十九節九  
三十節九  
三十一節九  
三十二節九  
三十三節九  
三十四節九  
三十五節九  
三十六節九  
三十七節九  
三十八節九  
三十九節九  
四十節九  
四十一節九  
四十二節九  
四十三節九  
四十四節九  
四十五節九  
四十六節九  
四十七節九  
四十八節九  
四十九節九  
五十節九  
五十一節九  
五十二節九  
五十三節九  
五十四節九  
五十五節九  
五十六節九  
五十七節九  
五十八節九  
五十九節九  
六十節九  
六十一節九  
六十二節九  
六十三節九  
六十四節九  
六十五節九  
六十六節九  
六十七節九  
六十八節九  
六十九節九  
七十節九  
七十一節九  
七十二節九  
七十三節九  
七十四節九  
七十五節九  
七十六節九  
七十七節九  
七十八節九  
七十九節九  
八十節九  
八十一節九  
八十二節九  
八十三節九  
八十四節九  
八十五節九  
八十六節九  
八十七節九  
八十八節九  
八十九節九  
九十節九  
九十一節九  
九十二節九  
九十三節九  
九十四節九  
九十五節九  
九十六節九  
九十七節九  
九十八節九  
九十九節九  
一百節九

異邦人と同食したれども。彼等が至るに及て。割禮を受たる者を懼れ退きて。異邦人と別たれど。この餘のユダヤ人も。彼と僂わ僞の行をなし。バルナバも。遂に其僞の行に誘れたり。我かれらハ福音の眞に遵ひ正しく行てざるを見。すべての人の前。於て。ペテロに曰ける。ハ爾コユダヤ人にして。若し異邦人の如く行ひ。ユダヤ人の如く行はざる。と。き。何ぞ異邦人を強て。ユダヤ人の例に遵せんと爲や。夫れらハ生來のユダヤ人にして。異邦より出たる罪人に非ず。然ども人の義とせらるるハ。律法の行に由り。非す。惟ハイエスキリストを信する。自由なるを知ての故に。我僕も。律法の行に由り。非す。キリストを信するに由て。義とせられんが爲に。イエスキリストを信す。蓋し。律法の行に由て。義とせらるる者。なけれど。也。若われらキリストに由て。義とせられん事を。欲ひ。なれば。罪人なら。バキリストハ。罪の僕なるが。決て。然らず。我が先に。與ひ此ものを。今も。復た。建な。べ。自ら。其罪人なるを。顯す。なり。われ。律法に由て。律法に。死す。是神に由て。生ん。爲なり。我キリストと。僂に。十字架に。釘られたり。既れ。生るに。非す。キリスト。我に在て。生る。なり。今われ。肉體に在て。生る。ハ。我を。愛して。我が。爲に。已を。捨て。し者。す。な。ら。神の子を。信するに。由て。生る。なり。我ハ。神の恩を。徒然。せず。若し。義とせらるること。を。律法に。由。バキリストの。死。ハ。徒然なる。義なり。

**第十三節** 思なる哉。すて。イエスキリストの。十字架に。釘。られし。事を。明かに。其。目前に。著。されたる。ガ。ラ。テ。ヤ。人。と。誰。の。爾。曹。を。誑。か。し。う。乎。我。た。此。事。を。爾。曹。より。聞。ん。と。す。爾。曹。の。靈。を。受。し。ハ。律。法。を。行。ふ。に。由。り。か。將。き。て。信。せ。し。に。由。り。爾。曹。が。く。愚。なる。手。な。ん。ぢ。ら。靈。に。因。て。始。り。今。爾。に。因。て。空。う。せ。ら。る。乎。な。ん。ぢ。ら。如。此。お。は。く。の。苦。を。徒。然。に。受。し。や。實。に。徒。然。に。有。て。し。う。れ。爾。曹。に。靈。を。予。へ。か。つ。奇。跡。を。行。せ。し。め。給。ふ。者。の。如。此。な。す。ハ。爾。曹。が。律。法。を。行。ふ。に。由。て。な。る。乎。ま。た。ハ。聞。て。信。ぜ。し。に。由。て。な。る。乎。即。ち。ア。ラ。ハ。ム。神。を。信。じ。其。信。仰。を。

十一節五  
十二節五  
十三節五  
十四節五  
十五節五  
十六節五  
十七節五  
十八節五  
十九節五  
二十節五  
二十一節五  
二十二節五  
二十三節五  
二十四節五  
二十五節五  
二十六節五  
二十七節五  
二十八節五  
二十九節五  
三十節五  
三十一節五  
三十二節五  
三十三節五  
三十四節五  
三十五節五  
三十六節五  
三十七節五  
三十八節五  
三十九節五  
四十節五  
四十一節五  
四十二節五  
四十三節五  
四十四節五  
四十五節五  
四十六節五  
四十七節五  
四十八節五  
四十九節五  
五十節五  
五十一節五  
五十二節五  
五十三節五  
五十四節五  
五十五節五  
五十六節五  
五十七節五  
五十八節五  
五十九節五  
六十節五  
六十一節五  
六十二節五  
六十三節五  
六十四節五  
六十五節五  
六十六節五  
六十七節五  
六十八節五  
六十九節五  
七十節五  
七十一節五  
七十二節五  
七十三節五  
七十四節五  
七十五節五  
七十六節五  
七十七節五  
七十八節五  
七十九節五  
八十節五  
八十一節五  
八十二節五  
八十三節五  
八十四節五  
八十五節五  
八十六節五  
八十七節五  
八十八節五  
八十九節五  
九十節五  
九十一節五  
九十二節五  
九十三節五  
九十四節五  
九十五節五  
九十六節五  
九十七節五  
九十八節五  
九十九節五  
一百節五



1 加三至五章 11  
 2 加三章 11  
 3 加三章 11  
 4 加三章 11  
 5 加三章 11  
 6 加三章 11  
 7 加三章 11  
 8 加三章 11  
 9 加三章 11  
 10 加三章 11  
 11 加三章 11  
 12 加三章 11  
 13 加三章 11  
 14 加三章 11  
 15 加三章 11  
 16 加三章 11  
 17 加三章 11  
 18 加三章 11  
 19 加三章 11  
 20 加三章 11  
 21 加三章 11  
 22 加三章 11  
 23 加三章 11  
 24 加三章 11  
 25 加三章 11  
 26 加三章 11  
 27 加三章 11  
 28 加三章 11  
 29 加三章 11  
 30 加三章 11  
 31 加三章 11  
 32 加三章 11  
 33 加三章 11  
 34 加三章 11  
 35 加三章 11  
 36 加三章 11  
 37 加三章 11  
 38 加三章 11  
 39 加三章 11  
 40 加三章 11  
 41 加三章 11  
 42 加三章 11  
 43 加三章 11  
 44 加三章 11  
 45 加三章 11  
 46 加三章 11  
 47 加三章 11  
 48 加三章 11  
 49 加三章 11  
 50 加三章 11  
 51 加三章 11  
 52 加三章 11  
 53 加三章 11  
 54 加三章 11  
 55 加三章 11  
 56 加三章 11  
 57 加三章 11  
 58 加三章 11  
 59 加三章 11  
 60 加三章 11  
 61 加三章 11  
 62 加三章 11  
 63 加三章 11  
 64 加三章 11  
 65 加三章 11  
 66 加三章 11  
 67 加三章 11  
 68 加三章 11  
 69 加三章 11  
 70 加三章 11  
 71 加三章 11  
 72 加三章 11  
 73 加三章 11  
 74 加三章 11  
 75 加三章 11  
 76 加三章 11  
 77 加三章 11  
 78 加三章 11  
 79 加三章 11  
 80 加三章 11  
 81 加三章 11  
 82 加三章 11  
 83 加三章 11  
 84 加三章 11  
 85 加三章 11  
 86 加三章 11  
 87 加三章 11  
 88 加三章 11  
 89 加三章 11  
 90 加三章 11  
 91 加三章 11  
 92 加三章 11  
 93 加三章 11  
 94 加三章 11  
 95 加三章 11  
 96 加三章 11  
 97 加三章 11  
 98 加三章 11  
 99 加三章 11  
 100 加三章 11

若し爲得べくハ爾曹みづからの目を抉て我にすんばと願たり 然るに我なんぢらに眞理を語りしに縁  
 て我なんぢらからの仇となりし手 彼等が爾曹に熱心なるハ善意に非ず爾曹を已に熱心ならしめんとて爾曹  
 を離しめんとする也 然ぞ唯わが爾曹と偕なる時のみならず善事は爲に常に熱心なるハ宜きなり 我の  
 小子と我なんぢらに心おキリストに成るまで復び爾曹は爲わ産け勸勞せず 我ハ爾曹と偕わ在て  
 口氣を改めんことを欲ふ蓋われ爾曹成就て感心なり ○なんぢら法律法に下わ在てを欲ふ者ハ我ハ語  
 れ爾曹法律法を聞ざる乎 録してアラハムハ二人は子あり一人ハ自主は婦より生れたり有り  
 三 うち婦より生れし者ハ肉を循ひ自主は婦より生れし者ハ約束お因て生れたる也 是れ言ハ警諭おして  
 即ち此婦ハ二れ契約お比ふべし一ハメナ山より出て子を奴隷お生れこれ即ちハガルハ 此ハガルハ  
 ラヒヤレシメナ山今のエルサレムお當るなり蓋か我諸子と偕わ奴隷たれ也 然ど上に在て方エ  
 ルサレムハ自主おして是わこれらの母なり 二 うち録して婦を生ざる者ハ喜べ産の勸勞せざる者ハ聲を揚て  
 呼れ寡居る者の子ハ夫ある者の子よりも多故なりと有たなり 兄弟ハ我儕ハイサクの如く約束れ子な  
 り 然ども當時の肉に循ひて生れし者ハ靈を循ひて生れし者ハ害し如く今も亦然り 然ぞ聖書ハ何と言  
 や 婦および其手を搦るハ婦の子ハ自主は婦の子と共ハ嗣子となる可らざれ也と言 兄弟ハ此の如な  
 れバ我儕ハ婦の子お非ず此自主の婦れ子なり  
 イエスキリスト我儕を釋て自由を得させたり是故爾曹堅立て復び奴隷た輕くお繋る勿れ 我ハ  
 バウロ爾曹にハ爾曹も禮を受んバキリスト更に爾曹お益なし 我また割禮を受たる各々の人お就  
 て證す其ハ人全き法律法を行ふべき者なり なんぢら法律法お由て義とせらる者ハキリストと與りなく恩

より墮たる者なり わをら望む所もの即ち信仰を以て義とせらるることを靈お由て候なり 夫キリス  
 トイエスお在てハ割禮を受るも受ざるも益なく惟愛お由て行く所は信仰お益あり なんぢら前にハ善  
 走りたり誰が爾曹の眞理に循せざるや 爾曹に就てハ我なんぢら少しも異念を懷ざることを主お由て信す誰わ  
 の割禮ハ全齒をみな被せし 爾曹に就てハ我なんぢら少しも異念を懷ざることを主お由て信す誰わ  
 ても爾曹を煩えず者ハ其割禮を受へし 兄弟ハ我も今も尙割禮を官ハ何々害らるる事からん手もし然  
 せん 既や十字架に懸くこと止べし 爾曹を亂す者ハ自ら爾曹より離んことを願ふ うち兄弟ハ爾曹ハ召  
 を蒙りて自由を得たる者なきハ也 蓋其自由を得る機會として肉に循ふ勿れ惟愛を以て互お事るこ  
 を爲よ うち己の如く爾の隣を愛すべしと曰る此一言すべての法律法を全うする也 なんぢら慎よ若た  
 らひに赤慾と恐れハ互お滅ざれん ○ われ謂なんぢら靈お由て行へし然ハ肉の慾を成てと真らん  
 るハ肉の慾ハ逆ハ靈の慾ハ肉に逆ハ此二のもの互お相敵る是故爾曹好む所の事をなすを得ず 然  
 ど爾曹も靈に導かるべき法律法の下に在ざるべし うち肉の行ハ顯著なり即ち苟合、汚穢、好色、側  
 儂に事ると恐術、仇恨、争鬭、妒忌、忿怒、分争、結黨、異端、扇城、兇殺、醉酒、放蕩、などの如し此等の事  
 につと我嘗て爾曹に斯る事をなす者ハ神國を嗣べからずと告し うち今また預しめ之を告 靈の結ぶ  
 所の果ハ仁愛、喜樂、平和、忍耐、慈悲、良善、忠信、溫柔、博愛、かくの如き類を禁する法律法ハわる事なし  
 夫キリストに屬する者ハ肉と其情および慾とを十字架に釘たり 若わこれら靈に由て生んバ亦靈に由て  
 行ひべし 互に怒たがひに好むことを爲て虚榮を求る勿れ  
 兄弟ハ若はからずも過に陥る者わらハ爾曹のうち靈に感したる者柔和なる心をもて之を規正す

二 一節 四〇二  
 三 一節 四〇三  
 四 一節 四〇四  
 五 一節 四〇五  
 六 一節 四〇六  
 七 一節 四〇七  
 八 一節 四〇八  
 九 一節 四〇九  
 十 一節 四一〇  
 十一 一節 四一一  
 十二 一節 四一二  
 十三 一節 四一三  
 十四 一節 四一四  
 十五 一節 四一五  
 十六 一節 四一六  
 十七 一節 四一七  
 十八 一節 四一八  
 十九 一節 四一九  
 二十 一節 四二〇  
 二十一 一節 四二一  
 二十二 一節 四二二  
 二十三 一節 四二三  
 二十四 一節 四二四  
 二十五 一節 四二五

二 亦自己をも願ひ、恐るゝ爾誘はるゝこと有らん、  
 三 凡人も有てどなくして自ら有てせは欺りなり、  
 四 凡人も有てどなくして自ら有てせは欺りなり、  
 五 凡人も有てどなくして自ら有てせは欺りなり、  
 六 凡人も有てどなくして自ら有てせは欺りなり、  
 七 凡人も有てどなくして自ら有てせは欺りなり、  
 八 凡人も有てどなくして自ら有てせは欺りなり、  
 九 凡人も有てどなくして自ら有てせは欺りなり、  
 十 凡人も有てどなくして自ら有てせは欺りなり、  
 十一 凡人も有てどなくして自ら有てせは欺りなり、  
 十二 凡人も有てどなくして自ら有てせは欺りなり、  
 十三 凡人も有てどなくして自ら有てせは欺りなり、  
 十四 凡人も有てどなくして自ら有てせは欺りなり、  
 十五 凡人も有てどなくして自ら有てせは欺りなり、  
 十六 凡人も有てどなくして自ら有てせは欺りなり、  
 十七 凡人も有てどなくして自ら有てせは欺りなり、  
 十八 凡人も有てどなくして自ら有てせは欺りなり、

一 一節 四二六  
 二 一節 四二七  
 三 一節 四二八  
 四 一節 四二九  
 五 一節 四三〇  
 六 一節 四三一  
 七 一節 四三二  
 八 一節 四三三  
 九 一節 四三四  
 十 一節 四三五  
 十一 一節 四三六  
 十二 一節 四三七  
 十三 一節 四三八  
 十四 一節 四三九  
 十五 一節 四四〇  
 十六 一節 四四一  
 十七 一節 四四二  
 十八 一節 四四三  
 十九 一節 四四四  
 二十 一節 四四五  
 二十一 一節 四四六  
 二十二 一節 四四七  
 二十三 一節 四四八  
 二十四 一節 四四九  
 二十五 一節 四五〇

新約全書使徒パウロエペソ人も贈れる書  
 神の旨む由てイエスキリストの使徒と爲るパウロエペソ人もある聖徒およびイエスキリストに在  
 て信する者に書を贈る 願くは我儕の父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を受よ 〇 神即  
 ち我儕の主イエスキリストの父へ願へべきかな 彼キリストに由て諸の靈の恩を以て天の處へ我儕をば  
 恵みたり 〇 主神我儕をして其前も聖く純ならずしめん爲に世基を置ざりし先より我儕をキリストの中  
 へ簡び 〇 予の意のまじくわイエスキリストに由て我儕を己の子と爲んことを愛を以て預じめ定たり 〇  
 恩の榮を讀しめんため也 予すなぞも愛する者に在わねらに賜ふ所の恩なり 〇 予の恩の豊なるに由て彼ら  
 ら我儕の血ふより贖すなぞも罪の赦を得なり 〇 神さまの智慧と聰明を予へて此恩を我儕に充しめ  
 る 我儕も其旨の奧義を意のまじく示せりてこれ自ら定め給ひし所なり 〇 即ち期満るるときに至りて或り天  
 に在るひの地に在る萬物をキリストに歸せしめんが爲に定め給ひし所なり 〇 萬事を其意のまじく行  
 へば 〇 予の意のまじくわイエスキリストに在て預じめ我儕を定めキリストに在て嗣子と爲んことを得しむ  
 〇 予の意のまじくわイエスキリストに在て預じめ我儕を定めキリストに在て預じめ我儕を定めキリストに在  
 〇 予の意のまじくわイエスキリストに在て預じめ我儕を定めキリストに在て預じめ我儕を定めキリストに在  
 〇 予の意のまじくわイエスキリストに在て預じめ我儕を定めキリストに在て預じめ我儕を定めキリストに在

一 一節 四六一  
 二 一節 四六二  
 三 一節 四六三  
 四 一節 四六四  
 五 一節 四六五  
 六 一節 四六六  
 七 一節 四六七  
 八 一節 四六八  
 九 一節 四六九  
 十 一節 四七〇  
 十一 一節 四七一  
 十二 一節 四七二  
 十三 一節 四七三  
 十四 一節 四七四  
 十五 一節 四七五  
 十六 一節 四七六  
 十七 一節 四七七  
 十八 一節 四七八  
 十九 一節 四七九  
 二十 一節 四八〇  
 二十一 一節 四八一  
 二十二 一節 四八二  
 二十三 一節 四八三  
 二十四 一節 四八四  
 二十五 一節 四八五

榮の父智慧と默示の靈を爾曹に賜ひ爾曹をして神を識しめ 〇 又た爾曹の心の目を明かにし其召を察りて  
 ることを開て 爾曹の爲に感謝して已す常に我が祈禱のとき爾曹を懷ふ 〇 我儕の主イエスキリストの神  
 受し者を救ひ且このの榮を顯さんため也 是故に我も爾曹が主イエスを信するること諸の聖徒を愛す  
 〇 後キリストを信し我儕が業を嗣の質なる約束の聖靈を以て印せらる 〇 神聖靈をもて印したまふ其買  
 〇 頼める我儕をして彼の榮の讚美らるゝ事を爲しめんため也 爾曹も眞の道すなぞも爾曹を救ふ福音を聞  
 〇 人者おのれの旨に循ひて預じめ我儕を定めキリストに在て嗣子と爲んことを得しむ 〇 予の意のまじくわ  
 〇 予の意のまじくわイエスキリストに在て預じめ我儕を定めキリストに在て預じめ我儕を定めキリストに在

有つ所の望と聖徒に賜ふ所の業の業の富と、また信する爾曹に對して行ひ給ふ神の能の極て大なること  
 を知しめ給へんことを願ふ爾曹の信するハ神の大なる能の感動に由なり、三、即ちキリストに行ひて所し  
 て彼を死より甦らせ諸の政と權威と能力と聖治を此世のみならず來らんとする世にも凡て稱ふる所  
 の名の上を置きて天の處にて己の右を坐せしめし能なり、三、また一切の物を彼の足下を置きた彼を一切の物  
 の上に首となし此を教會に賜ひて其首と爲り、教會ハ彼の身體なり、萬物を以て萬物も満しむる者の満る  
 所なり、  
 神ハ徳と罪に死し所の爾曹をも生し給へり、二、爾曹曾て斯世の風俗も循ひ彼の徳と罪を行ひて日  
 を送り亦空中にある諸權を總せざる者すな之信じ徳とざる者の中今はたらく所の靈も循へり、我儕  
 もみな曾て其中かき肉の慾に循ひて日を送り肉と心の慾も任をなし他人の如く本性もして惡の子なり  
 き然るに矜恤も富る神われらをも愛する所の大なる愛も緣、罪も死し時にすら我儕をキリストと偕に生  
 し、なんかち思ふ由て救れし也、又イエスキリストに在われらをも彼と偕に甦らせ共に天の處も坐せしめ  
 給へり、七、これ今より後の世々キリストイエスの中に我儕も施す所の仁慈をもて其恩の勝て豊なること  
 を麗さん爲なり、なんかち思ふ由て救を得て我儕仰も由てなり、己も由に非ず神の賜なり、行に由に非ず  
 此の如なるハ誇る者なからん爲なり、我儕ハ神の遣り給へる者あり、即ち我儕をして善事を行はしめん爲  
 にキリストイエスの中を遣り給へり、此事ハ神われらに行かせんとて預じめ備へ給ひし所なり、〇、是故も  
 爾曹心も懺へ肉に由て異邦人なる爾曹手を以て肉に行へる割禮の者に不割禮と稱られし者なれば、其時

ハ爾曹キリスト無イエスエルの籍に非ざる異邦人にして夫の約束についで結び給ひし契約に與りなく聖  
 なく又世に在て神なき者なり、然ども今キリストイエスに在るバ、我儕に遠かりし爾曹イエスの血に由て  
 近けり、我儕の和なり、二者を一體となし、我儕と成る隔の斷を與ち律法の中に命する所の法を其肉體に  
 て廢せり、蓋二者を已に聯ね之を一の新しき人に遣りて和がしめ、また十字架を以て冤仇を滅し又これ  
 を以て二者を一體となして神と和がしめん爲なり、又かれ來りて福音を傳へ爾曹遠かりし者よび近き  
 者にも和平を宣たり、これ彼も由て我儕二者の靈に在て父も近く事を得たり、是故も爾曹今より寶族  
 ならず亦寄寓者も非ず、聖徒と同一邦を居する者なり、且なんから使徒と預言者の基の上に建  
 たるイエスキリスト自ら其隅の首石となれり、三、空屋みな構合て彼の中に在りて増て聖殿主の中に成  
 り、爾曹も偕も彼の中に建られたり、是靈に由て神の居給ふ處となるべき爲なり、  
 是故に爾曹異邦人の爲にキリストイエスの囚人となれる我、バ、爾曹の爲に祈る、  
 神の我に賜ひし恩ハ爾曹すでも開しならん、即ち黙示をもて與義を我に示せるなり、我候も前に録せる如  
 し、爾曹之れを讀べ之に由て我、キリストの與義を曉れることを知べし、前代に之を人不知しめしハ今靈  
 を以て聖使徒と預言者に亦すの如ならざりき、六、この與義ハ即ち異邦人福音も由キリストイエスに在て同  
 ち嗣子となり同ち一脈となり共に約束に與る事を得ること也、われ神の恩賜すは、其能の感動を以て  
 我に賜ひし恩によりて此福音の役者となれり、諸の聖徒の中に最微者よりも微き我に此恩を賜ひて測  
 ること能とざるキリストの富を異邦人に傳へ、且イエスキリストを以て萬物を遣りし神の中に世の始